

区内中小企業・事業所をサポート



まちや地域の活性化のためには、区内経済や中小企業の活性化が不可欠です。区では、中小企業支援のための各種補助事業を行っています。※補助対象や内容、条件などの詳細は区ホームページをご覧ください。
 (申請書類および資料を添付し窓口で) 必要書類および資料を添付し窓口で
 ☎(3647)2332、FAX(3647)8442

中小企業融資あっせんのほか、展示会出展経費・ホームページ作成費・製品開発費用の補助など

▲各種補助事業により中小企業の皆さんを応援しています(写真は区内の家具製造会社で)。

創業支援 事務所・店舗等の賃料	
対象経費	事務所・店舗等の賃料(敷金・礼金等は補助対象外)
金額・期間	下表のとおり 2年
対象者	平成27年度内に創業し、店舗等が区内にある中小企業
件数	製造業2件、製造業以外3件※書類審査のうえ、申請者多数の場合は抽選。補助の適否は全員に通知
締切	7/31(金)
交付	賃料支払終了後、実績報告書に基づき交付
補助月数	上限額と補助率
補助開始月～12か月目(1年目)	製造業 月額 10万円 月額賃料の1/2以内 製造業以外 月額 5万円 月額賃料の1/4以内
13か月目～24か月目(2年目)	製造業 月額 5万円 月額賃料の1/2以内 製造業以外 月額 3万円 月額賃料の1/4以内

製造業とは、日本標準産業分類で定める大分類「製造業」

ホームページ作成費(新規開設)	
対象経費(※)	○ホームページの作成に係る委託費(外部委託の場合) ○ホームページ作成ソフトおよびその解説本の購入費(自作作成の場合)
金額	対象経費の2分の1以内で上限5万円。ただし、中小企業団体が新規に開設するホームページは、対象経費の2分の1以内で上限30万円
対象者	区内の中小企業(遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、宗教法人などの業種を除く)または区内の中小企業団体(江東区中小企業登録団体で商店会を除く)
条件	○ホームページの新規作成に着手する前に申請が必要 ○平成28年3/18(金)までに事業を完了(作成済のホームページをインターネット上にアップロードのうえ、経費の支払いを全て終了し、実績報告書を提出) ○作成するホームページが他の主催するウェブサイトの一部でないこと ○既にあるホームページの変更・更新は対象外
交付	書類審査で補助の適否を決定し、事業完了後、補助条件等を確認のうえ実績報告書に基づき交付

※対象外経費[通信経費、維持管理費等ホームページ作成に直接関係しない経費、パソコン等設備購入費]

新製品・新技術広告宣伝費	
対象経費	新聞・企業雑誌等への広告掲載料(紙媒体への掲載で自社で新たに開発した製品のみ)
金額	対象経費の3分の2以内で上限100万円
対象者	区内に本店および主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業※昨年度この補助金の交付を受けた場合は、今年度は補助金の申請はできません
件数	3件(予定)
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付
申請書配布	4/20(月)～

新製品・新技術開発費	
対象事業	中小企業が自ら行う研究開発で平成27年度中に事業が完了する見込みのあるもの(新製品の開発技術、機械器具(装置)の高性能化・省力化・自動化のための技術、新物質(新材料)の開発利用技術など)
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内の中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が区内事業者)で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
件数	5件(予定)
締切	6/30(火)
交付	書類審査および面接審査で補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付

展示会・見本市への出展経費	
対象経費	出展料・出展小間料・展示装飾費
金額	対象経費の2分の1以内で上限20万円
対象者	区内の中小企業または区内中小企業団体
対象事業	国内外で開催される展示会、見本市およびフェアへの出展※主として販売を目的としない展示会等に限る
締切	出展する展示会等の開催日の1か月前
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付

知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)取得費	
対象経費	出願料、登録料、審査請求料、弁理士に支払う報酬
金額	対象経費の2分の1以内で上限10万円(特許権の取得にあつては上限30万円)
対象者	区内に本社を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業
件数	各5件(予定)
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、交付

環境認証等取得費	
対象経費	ISOやエコアクション21等の環境認証やプライバシーマークを新たに取得する場合の経費の一部
金額	下表のとおり
対象者	区内に本社および環境認証等を受ける事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業※認定を受ける前に必ず申請してください
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付

産学連携による共同研究費	
対象経費	大学等に支払う共同(委託)研究に係る契約金
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内の中小企業または区内中小企業団体
対象事業(※)	中小企業等が、大学または高等専門学校と行う製品開発や技術開発の共同(委託)研究で、平成27年度中に事業完了が見込めるもの
件数	3件(予定)
交付	書類審査および面接審査で補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付

※申請時に大学等と契約が完了し、契約金の支払いが済んでいないものに限る

都立産業技術研究センター利用料	
対象経費	依頼試験、オーダーメイド試験、実地技術試験、各種試験機器、オーダーメイド開発支援、製品開発支援ラボを利用し、実際に支払った利用料
金額	対象経費の3分の2以内で、年度内で上限15万円
対象者	区内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、交付

融資あっせんの情報は2面に掲載